

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 千葉県
農業委員会名：酒々井町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	290	農業就業者数	246	認定農業者	9
自給的農家数	97	女性	112	基本構想水準到達者	0
販売農家数	193	40代以下	6	認定新規就農者	1
主業農家数	38	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	2
準主業農家数	62			集落営農経営	0
副業的農家数	93			特定農業団体	0
				集落営農組織	0

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	332.0	215.0	-	-	-	547.0
経営耕地面積	263	72	53.0	4	0	334.0
遊休農地面積	35.3	10.2	-	-	-	45.5
農地台帳面積	370.2	228.3	-	-	-	598.5

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R2 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	8	8
認定農業者	5	4
認定農業者に準ずる者	0	1
女性	0	2
40代以下	0	0
中立委員	0	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	6	6	6

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	547.7ha	59.3ha	10.80%
課 題	通常、認定農業者が担い手となるが、認定農業者自身も現状を維持することが 厳しい状況にあるので、認定農業者ではない新たな担い手の掘り起こしを行わ なければならない状況にある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で
定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	64.6ha	(うち新規集積面積	5ha)
	目標設定の考え方:これまでの集積面積の1割程度の集積			
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な権利移動が出来るよう、農業委員会だよりやリーフレット等を農家組合を通じ配布し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知 ・農地の利用集積に向けた掘り起こし及びあっせん活動を行う 			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地
のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成29年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	0経営体	0経営体	0経営体
	平成29年度新規参入者 が取得した農地面積	平成30年度新規参入者 が取得した農地面積	平成元年度新規参入者 が取得した農地面積
	0ha	0ha	0ha
課 題	高齢化等による離農や、経営規模を縮小する農家が増える中、新たな担い手の 参入促 進が求められる。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数
を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	2経営体	参入目標面積	1.5ha
活動計画	農地の購入・借受を希望する新規参入者に対して、あっせんの依頼のあった農地 を随時紹介するほか、農地所有適格法人設立の際に助言・指導を行うなど、 新たな担い手がスムーズに農業に参入できるよう支援を行う		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	592.5ha	45.3ha	7.60%
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・不在地主や非農家の農地所有者に対し、農地として活用する旨の要請を行った場合、理解を得ることが難しい。 ・耕作者の多くが高齢化し、現状を維持することも難しい状況である。 		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 2.3ha			
		目標設定の考え方:			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		14人	6月～8月	8月～9月	
	農地の利用意向調査	調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員、農地利用最適化推進員を担当地区ごとに割り振り、動態図等を用い現地を確認し、その動態図に遊休農地を記載する。 ・農業委員が作成した動態図を用い、事務局で再度現地確認を行う。 ・仮登記農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査を行う。 		
		実施時期	調査結果取りまとめ時期		
その他	9月～10月	10月～12月			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	547.0ha	0.37ha
課 題	違反を発見しても町の指導に迅速に従わなく、違反の解消には時間を要する	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・違反転用の対策に関し最も重要である施策が、農地パトロールによる早期発見及び迅速な対応であるので、農地パトロールを強化する。 ・違反転用事案に関しては、許可権者である県に対し、強い要請を行う。 ・7月に県と合同でパトロールを行う。
---------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入